

保護者様

枚方市教育委員会

令和4年度 新型コロナウイルス感染症に伴う出欠等の取扱いについて（お願い）

平素より、本市の新型コロナウイルス感染予防対策にご理解・ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、新年度となり、改めて、新型コロナウイルス感染症に伴う出欠等の取扱いについて、お知らせいたします。

なお、ご家庭におかれましては、引き続き、「身体的距離の確保」「マスク着用」「手洗い」「こまめな換気」など、新しい生活様式を実践いただき、基本的な感染症対策の徹底を改めてお願ひするとともに、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な偏見、差別が生じないよう、冷静な対応をお願いします。また、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて別途の対応等についてのお知らせや情報提供を行うことがありますので、ご留意願います。

記

◆ 「出席停止」となる場合 ◆

- ① 児童生徒本人・同居者が「感染者／陽性者」と診断を受けたもの
陽性者の出席停止期間の参考サイト→



- ② 児童生徒本人が濃厚接触者及びその可能性があるもの

濃厚接触者の出席停止期間の参考サイト→



- ③ 児童生徒本人が体調不良によるPCR検査等受検待ち及び結果待ちである場合によるもの

- ④ 児童生徒本人が発熱・風邪・倦怠感等の症状があるまたは同居者が発熱・風邪・倦怠感等の症状がある場合によるもの（アレルギー症状等、コロナウイルス感染症によるものではないと判断できる場合は除く）

※上記①～④の場合は、学校までご連絡ください。なお、学校と連絡が取れない平日夜間及び土日祝日につきましては、学校があいている時間に（平日：9時～17時）、改めて、ご連絡ください。卒業後及び春季休業中の連絡につきましては、先日お知らせしました「卒業後及び春季休業中の新型コロナウイルス感染症の陽性報告について」のとおりです。

- ⑤ 主治医による指示（新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高いためなど）によるもの

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染が不安（各校へご相談ください）によるもの

- ⑦ 新型コロナワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いについて

- 児童生徒が医療機関等で新型コロナワクチンの接種を受ける場合の取扱い

例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすること。

- 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ること。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、新型コロナワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により、他者への感染の恐れはないが、療養する必要がある場合には、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすること。